

手話言語条例の 制定を

河合 克平議員



手話言語法が制定された後に検討する

健康福祉部長



▲手話劇の練習風景

問 過去に聾学校では、手話を禁止し口話を強いて、聾者の人権を認めなかった。言語として、手話を認めた障害者権利条約や障害者基本法に照らして、手話を認知し、普及し、手話が使え、環境を整備していく。このことは、かつての苦難の歴史を二度と繰り返さず、手話によって自由にコミュニケーションがとれ、差別のない人権が守られる

答 本市は、平成26年に手話言語法を求める意見書を議会で採択した。また、愛知県は、28年に手話言語の普及及び障害の

る社会に変わっていくことになる。

このことを社会全体で確かなものにするため、法的整備や環境整備を公的な責任で進めて行かなければならない。手話言語条例の取り組みの状況は。

特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を制定している。

県と協力しながら手話言語の理解を推進し、国が手話言語法を制定した後、それを準拠に市の条例の検討に入る。

問 国の法制定を待つのではなく、条例制定を行うことが必要。県条例など条件が整う中、条例を制定するだけという状況だ。市長の見解は。

答 今年度より、窓口到手話通訳者の配置をした。今後、手話への理解を進め、手話を使用しやすい環境を整え、市民が互いに理解する共生社会の実現に向け努力する。

問 日本共産党愛西市議団は、「子どもの医療費の無料化をすすめる会」からの請願の紹介議員をしてきた。一審初めは、26年12月、子どもの医療費無料化を求める請願書9298人分が提出された。今まで5年間、毎議会ごとに、この市民の願いは否決されてきた。

答 来年度に向けて、どのような手法で実施していくのか、今後しっかりと検討して、持続可能な助成制度になるよう、進めていきたい。

18歳までの
医療費の無料化を